

(1) 座光寺特定土地利用地区（地区全域）

土地利用調整条例に基づく届出について、道路及びごみ集積施設の誘導基準への適合が必要です。その他の基準については、「普通地域における基準」を参照してください。

ゴシック太字が座光寺地区において強化する基準

基準の項目	基準が適用される行為	誘導基準の内容
道路	予定建築物の計画戸数が 10 以上 20 未満の住宅の建築	前面道路の幅員は 5 m 以上とし、前面道路から 所定道路までの間（対象道路）の幅員が、4 m に満たない場合は 4 m 以上とする（所定道路 は幅員 4 m 以上の道路）。
ごみ集積施設	予定建築物の計画戸数が 10 以上 20 未満の住宅の建築	ごみ集積施設を設置すること。ただし、周辺 のごみ集積施設の設置の状況等により、市長が その設置の必要がないと認める場合にあって は、この限りでない。

なお、座光寺地区においては、市の条例に基づく届出のほかに、屋外広告物及び住宅等の建築について、地域で運用する独自のルールがあります。詳しくは飯田市役所座光寺自治振興センター内、座光寺地域土地利用計画運営委員会へお問い合わせください。